

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年2月7日
【会社名】	株式会社アーバネットコーポレーション
【英訳名】	URBANET CORPORATION CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 服 部 信 治
【本店の所在の場所】	東京都千代田区二番町5番地6
【電話番号】	03-3512-5111（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理本部長 鳥 居 清 二
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区二番町5番地6
【電話番号】	03-3512-5005
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理本部長 鳥 居 清 二
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 3,356,100円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 507,028,500円 (注)新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第7回新株予約権証券）】

(1)【募集の条件】

発行数	99個（新株予約権1個につき100株）
発行価額の総額	3,356,100円
発行価格	新株予約権1個につき33,900円（新株予約権の目的である株式1株当たり339円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成25年2月25日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社アーバネットコーポレーション 管理本部 東京都千代田区二番町5番地6
払込期日	平成25年2月25日
割当日	平成25年2月25日
払込取扱場所	株式会社りそな銀行 新宿支店

(注) 1. 第7回新株予約権証券（以下、「本新株予約権」という。）の発行については、平成25年2月7日開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社アーバネットコーポレーション 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式制度は採用していない。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式9,900株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という)は100株とする)。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額(同欄第2項に定義する)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という)場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という)は、50,876円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(無償割当てによる場合を含む)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする)以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p>

普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項第(2)号 から までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項(2)号 から にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式で使用する時価及び既発行株式数並びに端数調整については、次に定めるところによる。

行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場(スタンダード)(以下「JASDAQスタンダード」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

	<p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>503,672,400円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成25年2月25日から平成27年2月24日(但し、平成27年2月24日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。但し、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日後以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社アーバネットコーポレーション 管理本部 東京都千代田区二番町5番地6</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社りそな銀行 新宿支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が行使時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>また、各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>当社は、本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>本新株予約権の第三者への譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p>
代用払込みに関する事項	<p>該当事項はありません。</p>

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件 本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p> <p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p>
--------------------------	--

(注) 1. 本新株予約権の行使指示

当社は、割当予定先と締結されるコミットメント条項付き第三者割当契約（以下「本契約」という）に基づき、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く）のJASDAQスタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の一定割合を超過した場合（かかる場合を以下「条件成就」という）、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、当社普通株式の出来高数に運動した一定個数を上限に、本新株予約権の行使を指示（以下「行使指示」という）することができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。

具体的には、各行使指示は、条件成就日当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く）のJASDAQスタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の120%（61,060円）を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日のJASDAQスタンダードにおける当社株式の出来高の15%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

また、条件成就日当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く）のJASDAQスタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%（76,320円）を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日のJASDAQスタンダードにおける当社株式の出来高の20%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

なお、本契約に基づく行使指示の新株予約権数は、直近7連続取引日（条件成就の日を含む）の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計が、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（以下「マイルストーン社」という）と当社の大株主が締結した株式貸借契約の範囲内（1,500株）とすることとしております。

2. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という）第131条第3項に定める特別口座を除く）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という）を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

3. 本新株予約権の行使の効力発生日

本新株予約権の行使の効力は、上記2「本新株予約権の行使請求の方法」(1)の行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金されたときに発生する。

4. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

5. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
507,028,500	5,800,000	501,228,500

- (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額(3,356,100円)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(503,672,400円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用のうち、主なものは、本新株予約権の発行に伴う弁護士報酬及び価格算定費用であります。発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士・新株予約権評価費用4,500,000円、登記関連費用150,000円、その他諸費用(株式事務手数料・外部調査費用)1,150,000円となります。なお、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記登記関連費用、株式事務手数料は減少します。
4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

(2)【手取金の使途】

具体的な使途	想定金額(百万円)	支出予定時期
新規開発用地購入に伴う手付金・仲介手数料・建設関連費用(解体費・着手金等)並びに登記費用等	500	平成25年3月～平成27年3月

当社は、前期(平成24年6月期)においてリーマンショックの影響から完全に離脱し、新たな飛躍を目指して財務体質の強化と業績の拡大を進めてまいりましたが、現在の東京地区のマンション業界におきましては流通物件が極度に少なく、開発用地価格も需給関係を含め高止まりしており、かつ更地渡しでの物件はさらに少ないのが現状です。

このため、当社業績の拡大を図るためには、他社を先んじる手付金(土地代の10%)の支払いや購入用地内旧建築物の解体費用並びに登記費用・設計費用・建設着手金等の回収前費用による現預金の減少が発生いたします。

また、現状当社に対する金融機関の対応については、用地購入資金に対する融資も前向きに対処して頂いておりますが、用地価格の現状価格と金融機関が担保価値の目安とする路線価との差異は大きくなってきております。

このため、融資価格が土地代価格に届かない場合も出てまいります。

当社は堅調な業績に支えられ、現在の現預金残高は10億円前後で推移しておりますが、一層の業容拡大には手元流動性の増加が欠かせません。

記載の想定金額は、現在の手元現預金を保持したうえで、1物件につき50百万円の回収前費用が発生すると仮定し、1ヶ月1物件の新規用地購入に対して、当期予想純利益からの充当を除いた金額となります。

当然ながら、新株予約権は行使されないリスクが存在いたしますが、その場合は当社純利益の範囲内での用地購入計画となり、当社業容は拡大しないものの、経営の継続に支障はないと判断しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

名称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
本店の所在地	東京都港区赤坂二丁目17番22号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 浦谷 元彦
資本金	10百万円
事業の内容	投資事業
主たる出資者及びその出資比率	浦谷 元彦 100%

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

マイルストーン社(平成21年2月マイルストーン・アドバイザー株式会社(旧商号:マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社)による新設分割により設立)を今回の割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。

当社はこれまで、事業の進捗を図るため必要となる資金の調達方法について、どのような方法が当社にとって最良の資金調達方法であるかを検討してまいりました。また、割当予定先の選定にあたっては、第一に純投資を目的として、当社の事業内容や中長期事業計画について当社の経営方針を尊重していただけること、第二に最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与していただけることを優先し、資金調達が適時に行われること、必要な資金が確保できる可能性が高いことを前提として、複数の割当予定先となり得る事業会社、投資会社等との協議・交渉を進めてまいりました。

現在の日本経済は、政権交代後に円安並びに株価の上昇を見せておりますが、実体経済においては未だ先行不透明であります。また、リーマンショックを乗り越えて前3期黒字決算を続けてきたとは言え、当社の属する不動産業界の過去5年間の状況並びに当社の現在の貸借対照表等財務諸表や当社株式の流動性を考慮すると、前述の条件を満たすような資金の直接投資につきましては当社が今回希望する調達金額を提示される投資家はおられません。

同じく当社の今後の資本政策を考慮すると、一般的な市場でのエクイティファイナンスを実施するのは時期尚早であると認識いたしております。この状況下では当社は資金の調達を図ると同時に市場における当社株式の流動性を高めることが、緊急の課題であると判断致しました。

このような検討を経て、当社は、平成25年2月7日開催の取締役会決議においてマイルストーン社を割当予定先とする第三者割当の方法による本新株予約権の発行を行うことといたしました。マイルストーン社は、平成21年2月に、代表取締役の浦谷元彦氏により設立された東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、既に日本の上場企業数社で新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実にっております。開示資料を元に集計すると、同社は設立以降本日現在までの約4年で、当社を除く上場企業17社に対して、第三者割当による新株予約権の引受け並びに新株予約権の行使を行っている実績があります。

同社がこれまで引受けを行った新株予約権はすべて行使価額と目的株式数が固定された新株予約権であり、実質的に行使可能となるのは発行会社の株価が新株予約権の権利行使価額を上回る場合に限られます。発行会社の株価が権利行使価額を下回って推移する期間があることを勘案いたしますと、行使実績からは、同社による新株予約権の行使が市場動向に応じて適時に行われていることが推認できます。本新株予約権についても、これまでと同様に同社による市場動向に応じた適時な行使が期待されます。

したがって、同社を割当予定先として選定することは、適時の資金確保を図るという本新株予約権の発行目的に合致するものと考えております。また、本件新株予約権は一定の条件下で当社からの行使指示が可能となるため機動的な資金調達が期待でき、現在、当社が採り得る資金調達手段の中でもっとも適した条件であり、資金調達の可能性が高いものであると判断いたしました。

上記に加え、さらに、本新株予約権が全部行使された際、同社が当社の大株主となりますが、同社は本新株予約権割当契約において当社株式を10%を超えて保有することができない契約となっております。また、同社は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であり、当社の経営に介入する意思がないがごとく表明頂いております。

以上から、同社を本新株予約権の割当予定先として選定することが当社の企業価値及び株式価値の向上並びに既存株主の皆様利益にも資するものと判断いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

マイルストーン社に割り当てる本新株予約権の目的である株式の総数は9,900株であります。

e. 株券等の保有方針

割当予定先であるマイルストーン社とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、マイルストーン社からは当社の企業価値向上を期待した純投資である旨、意向を表明していただいております。本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は割当予定先より引受けに係る払込を行うことが十分に可能である資金を保有している事を表明及び保証した書面を受領しております。さらに最近の財産状態の説明を聴取、預金口座の通帳の写しを確認しており、払込みに要する財産の存在について確認しております。

当社は、平成23年2月1日から平成24年1月31日に係るマイルストーン社(新設分割前)の第3期事業報告書を受領し、その損益計算書により当該期間の売上高が724百万円、営業利益が14百万円、経常利益が14百万円、当期純利益が11百万円であることを確認しました。また、当社はマイルストーン社の貸借対照表によれば平成24年1月31日現在の現金及び預金が17百万円であること、当社はマイルストーン社の預金口座の通帳の写しを受領して平成25年1月18日現在の預金残高が365百万円であることを確認いたしました。

当社は、マイルストーン社の財務諸表に記載された数値及び預金口座残高により財務の健全性を確認し、本新株予約権に行使制限条項として「本新株予約権の行使により、行使後に行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社

株式の総数が、8,985株(本新株予約権の発行決議日における当社発行済株式総数(89,844株)の10%に相当する株式数)を超えることとなる場合、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない」という条件が付されていることから、当該10%の新株予約権の行使に係る資金を保有していると判断いたしました。

なお、マイルストーン社からは、本新株予約権の行使にあたり基本的に本新株予約権の行使を行い株式貸借契約に基づいて借り受けた当社株式を市場で売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことを予定しているため一時に大量の資金が必要になることはなく、その円滑な実施のために当社の大株主との間で当社株式1,500株の貸借契約を締結する旨の説明を受けております。従って、今般当社がマイルストーン社について確認した払込資金の金額は、本新株予約権の行使及び当社株式の市場売却を繰り返すというマイルストーン社による上述の説明も勘案した額によって充分対応可能であると判断いたしました。なお、マイルストーン社は当社以外の会社の新株予約権も引き受けておりますが、それらの会社においても本新株予約権と概ね同様のスキームで新株予約権の行使により取得した当該会社の株式を売却することにより新たな新株予約権の行使に必要な資金を調達することが可能である旨を聴取により確認しております。

以上により、当社は割当予定先が本新株予約権の発行価額総額の払込みに要する金額を有しているものと判断いたしました。

g. 割当予定先の実態

当社は、マイルストーン社から、反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。当社においても割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力等とは一切関係がないことを自社内において日経テレコム並びにエスピーネットワークの検索機能により調査するとともに、専門の調査機関(株式会社帝国データバンク 代表取締役社長 後藤信夫 東京都港区南青山2-5-20)に調査を依頼し、確認しており、その旨の確認書を株式会社大阪証券取引所に提出しています。

2【株券等の譲渡制限】

割当予定先であるマイルストーン社が、本件新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要する旨が付されております。ただし、割当予定先が、本件新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3【発行条件に関する事項】

本新株予約権の発行価額については、本新株予約権の発行要項及び割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした第三者評価機関(株式会社ブルーアス・コンサルティング 代表取締役CEO 野口真人 東京都港区赤坂2-17-22)による評価書を参考に、第7回新株予約権の1個当たりの払込金額を33,900円(1株当たり339円)といたしました。

また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日(平成25年2月6日)のJASDAQスタンダードにおける普通取引の終値55,300円を参考として1株50,876円に決定いたしました。行使価額の決定につきましては、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で、ディスカウント率が10%を下回り、かつ本新株予約権による当社資本増強に支障がない前提をもって、総合的に判断いたしました。

なお、参考までに、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均45,957円に対する乖離率はプレミアム10.70%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均35,208円に対する乖離率はプレミアム44.50%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均26,509円に対する乖離率はプレミアム91.92%となっております。

本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前取引日終値を参考値として採用いたしましたのは、過去の特定期間における終値平均値にあってはその時々々の経済情勢、株式市場を取り巻く環境、当社の経営・業績動向など様々な要因により株価が形成されていることから、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて行使価額を算定するよりも、直近の四半期決算を反映して形成されている取締役会決議日の前取引日終値が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。この行使価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準じており、また、これにより算定した発行価額については、会社法第238条第3項第2号に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。当該判断に当たっては、前述のとおり第三者評価機関による評価書を参考にしております。

これらの判断材料にもとづき、当社取締役会は、本発行価格が有利な発行ではないと決議し、当社監査役会の同決議内容について判断を求め、当社監査役より発行条件が特に有利な金額には該当しないと取締役会の判断を相当とする旨の意見書を手入しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
(株)服部	練馬区石神井町3丁目3-33	24,580	27.91%	24,580	24.96%
服部信治	練馬区石神井町	10,000	11.35%	10,000	10.16%
服部弘信	練馬区石神井町	2,420	2.75%	2,420	2.46%
服部真由美	練馬区石神井町	2,170	2.46%	2,170	2.20%
服部由紀	中野区東中野	2,170	2.46%	2,170	2.20%
(株)SBI証券	港区六本木1丁目6-1	1,955	2.22%	1,955	1.99%
高木健治	江東区東雲	1,700	1.93%	1,700	1.73%
南角光彦	豊明市二村台	1,501	1.70%	1,501	1.52%
(株)明和	世田谷区若林1丁目23-5	1,400	1.59%	1,400	1.42%
金山正明	世田谷区赤堤	1,390	1.58%	1,390	1.41%
計	-	49,286	55.96%	49,286	50.05%

(注) 1. 平成24年12月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 本新株予約権割当契約において、マイルストーン社は発行決議日における当社発行済株式総数の10%を超えて保有する

- こととなるような新株予約権の行使はできません。また、行使にともない速やかに市場にて売却していく方針であることから、上記大株主の状況には同社は記載していません。
- 仮にマイルストーン社が全新株予約権を行使し、10%の当社株式を保有した場合には、割当後の総議決権数に対する同社の所有議決権数の割合は、9.12%となります。
3. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成24年12月31日現在の発行済株式総数に、マイルストーン社に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数9,900株(議決権数9,900個)を加えて算定しております。
 4. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
 5. 本新株予約権は、行使されるまでは潜在株式として割当予定先に保有されます。今後割当予定先による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主の状況が変動致します。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 資本金の増加について

平成25年1月1日から平成25年2月7日までの間に、新株予約権（ストック・オプション）の行使により発行済株式数が1,272株増加し、これによって資本金は10,751千円増加して715,834千円となりました。

2. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の第15期有価証券報告書及び四半期報告書（第16期第2四半期）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

3. 臨時報告書の提出

当社は、平成24年9月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成24年9月27日に臨時報告書を関東財務局長へ提出しております。

当該臨時報告書の報告内容は以下のとおりです。

(1) 株主総会が開催された年月日

平成24年9月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、服部信治、田中敦、鳥居清二、梶河孝志および木村義純を選任する。

第3号議案 スtock・オプションとして新株予約権を発行する件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	31,160	102	0	(注) 1	可決 (99.7%)
第2号議案 取締役5名選任の件					
服部 信治	31,144	118	0	(注) 2	可決 (99.6%)
田中 敦	31,144	118	0		可決 (99.6%)
鳥居 清二	31,143	119	0		可決 (99.6%)
梶河 孝志	31,144	118	0		可決 (99.6%)
木村 義純	31,144	118	0		可決 (99.6%)
第3号議案 ストック・オプションとして 新株予約権を発行する件	31,078	184	0	(注) 1	可決 (99.4%)

(注) 1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3 当該株主総会に出席した株主の議決権の数（事前行使分および当日出席分（途中退場した株主の議決権の数を含む））は31,262個であり、賛成割合は出席した株主の議決権の数に対する割合です。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第15期)	自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日	平成24年9月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第16期第2四半期)	自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日	平成25年2月7日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年9月26日

株式会社アーバネットコーポレーション
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 牧 野 隆 一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 本 哲 也

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アーバネットコーポレーションの平成23年7月1日から平成24年6月30日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アーバネットコーポレーションの平成24年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アーバネットコーポレーションの平成24年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社アーバネットコーポレーションが平成24年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月7日

株式会社アーバネットコーポレーション

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 哲也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高津 知之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アーバネットコーポレーションの平成24年7月1日から平成25年6月30日までの第16期事業年度の第2四半期会計期間(平成24年10月1日から平成24年12月31日まで)及び第2四半期累計期間(平成24年7月1日から平成24年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アーバネットコーポレーションの平成24年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。